

釧路市のいじめの防止等の対策に係る組織

組 織	いじめ防止対策推進法	役割・機能・構成 等
<p>①釧路市青少年問題協議会</p>	<p style="text-align: center;">いじめの防止等に関する機関や団体の連携を図るための組織</p> <p>第14条第1項 任意設置 <u>地方公共団体</u>は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」は設置せず、設置目的や構成が法の趣旨と適合する「青少年問題協議会」により、いじめの防止等に関する機関及び団体の相互連携を図る。 ・青少年問題協議会の全体会議及び専門委員会を活用することで、釧路市におけるいじめの現状や対策等についての情報共有、対策の協議を図る。
<p>②(仮称)釧路市いじめ防止対策委員会</p>	<p style="text-align: center;">いじめの防止等のための対策を実効的に行う教育委員会の附属機関</p> <p>第14条第3項 任意設置 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、<u>教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者、いじめの防止等に関する知見を有する者により構成する。 ・教育委員会より報告のあったいじめ事例のうち、保護者等への対応に苦慮している事例や重大事態につながるおそれのある事例における学校や教育委員会の対応等について審議し、教育委員会に対して、指導・助言を行う。 ・保護者等への対応に学校が苦慮している事例等に対し、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題解決を図る。
<p>③重大事態の再調査を行う市長の調査組織</p>	<p style="text-align: center;">重大事態の調査を行う教育委員会の調査組織</p> <p>第28条第1項 必置 <u>学校の設置者又はその設置する学校</u>は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、<u>当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条第3項としての平常時の委員に加え、重大事態の性質に応じて適切な専門家を特別委員として加え、附属機関の構成員に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する委員がいる場合は、その委員を除き、調査の公平性・中立性を確保する。
	<p style="text-align: center;">重大事態の再調査を行う市長の調査組織</p> <p>第30条第2項 任意設置 重大事態の調査の報告を受けた<u>地方公共団体の長</u>は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が法第28条第1項の重大事態の調査結果について、その調査だけでは十分ではないと判断した場合などにおいて、再調査を実施するための調査組織を設置。 ・構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者であって、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でないことを前提として、いじめ事案毎に、職能団体や大学に対し、推薦を求めて構成する。